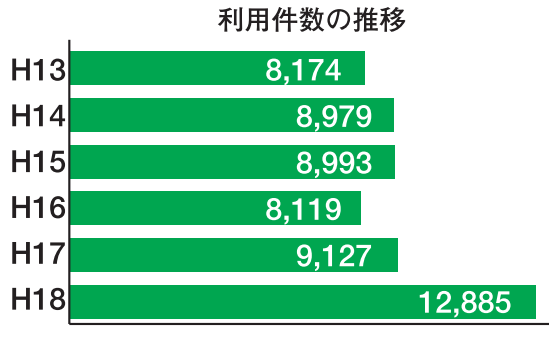


# 『子どもの人権110番』が フリーダイヤルになりました

「学校で『いじめ』を受けているから行きたくない。でも先生には言にくい」「だれにこの悩みを相談したらいいのかわからない」そんなときは「子どもの人権110番」へ電話してください。  
平成19年2月22日から、フリーダイヤルとし、通話料無料となりました。一人で悩まないで、まずは気軽に電話してください。

年々増え続ける「子どもの人権110番」の相談件数



「子どもの人権110番」は、全国の法務局または地方自治局に開設されています。  
平成17年には9,127件であったものが、平成18年には1万件を超え、1万2,885件の相談がありました。

「子どもの人権110番」は、平成18年4月から全国共通の電話番号（ナビダイヤル）となりましたが、平成19年2月22日からは、子どもたちに安心して気軽に相談電話をかけるため、フリーダイヤル0120-007-110としました。携帯電話、PHS、自動車電話からも利用できますが、IP電話からはつながりませんのでご注意ください。

悩みを受けるのは経験豊かな相談委員

「子どもの人権110番」で相談をお受けするのは、「子どもの人権専門委員」を中心とする子どもの人権問題に適切に対応することができる人権擁護委員や法務局職員です。相談を受ける人権擁護委員は、元学校の先生や、民生委員、弁護士、カウンセラー等で、子どもたちのかかわりが深く、人生経験豊かな方々です。相談内容を親身になって聞き、どのような対応をしたらいいのかが一緒に考えて、そのうえで適切なアドバイスをするよう心がけています。

IP電話の場合は、通話料は有料ですが、宇都宮地方法務局（☎028-627-3737）までおかけください。  
「子どもの人権110番」の平日の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで、時間外と土・日・祝日は留守番電話対応となります。

相談内容は、「いじめ」や体罰、暴行・虐待など、子どもの人権問題一般です。  
相談を通じ、子どもの人権

が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、被害者やその保護者の方の申告等により、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、人権侵犯事実が認められれば、被害の予防と回復のために、事案に応じて、次のような措置を講じます。

しめます。  
勧告・・・人権侵犯の事実を指示し、文書で必要な勧告をします。  
通告・・・関係行政機関に対し、適切な措置を執るよう求めます。  
告発・・・刑事訴訟法の規定により告発します。

援助・・・法律上の助言や関係する機関を紹介します。  
調整・・・被害者と相手方との話し合いを仲介します。  
要請・・・被害の救済のために実効的な対応をとることができる者に対し、必要な措置を執るよう求めます。  
説示・・・相手方に対し、人権侵犯を止めるよう注意

相談されてきた方々の中には、「話を聞いてくれてありがとう。すっかりしました。もう大丈夫」という方や、何度も相談してくる子どももいます。  
一人で悩みを抱え込まないで、まずは気軽に電話をしてください。

一人で悩まないで  
**「子どもの人権110番」へ**  
電話をしよう

フリーダイヤル  
0120-007-110

宇都宮地方法務局と栃木県人権擁護委員連合会では、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、いじめやいやがらせ、暴行・虐待等様々な問題をめぐる相談に電話で応じます。悩みをお持ちの児童・生徒および保護者の方は、ぜひご相談ください。

日時  
9月17日(月)～23日(日)  
午前8時30分～午後7時  
(土・日は午前10時～午後5時)  
実施機関  
宇都宮地方法務局  
栃木県人権擁護委員連合会